

令和7年度 第3回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
1	①食料品の物価高騰に対する特別加算	地域経済振興券交付事業	①物価高騰の影響により、住民の家計負担が深刻な状況のなか、全住民に食料品等の購入に利用できる振興券を配布することで、住民生活の日々の食生活を直接支援するとともに、消費喚起を通じて地域経済活性化を図る。 ②振興券発行に要する経費 ③振興券1千円×10枚×5,549人=55,490千円 消耗品費302千円 振興券印刷製本費270千円 郵券料1,506千円【補助対象外経費】時間外勤務手当200千円 ④全町民	R8.1	R8.3
2	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	令和7年度吉賀町保育所物価高騰対策支援金	①物価高が続く中で保育施設へ財政支援することにより安定した保育所運営を図る。 ②町内の法人保育所へ物価高騰対策支援金(定額分及び変動分) ③主食費及び副食費に総務省消費者物価指数を乗じて単価を算出し1年間の定員による支援金及び1保育所につき令和5年度実施の県広域援金120千円による定額支援金を給付。 ※3歳以上児については主食費町補助金により無償化としているため対象経費に含まない。 (変動分)【3歳以上児】副食費4,900円×消費者物価指数前年度上昇率3.6%=176円÷170円(10円未満切り捨て) (A)170円×12月×3歳以上児定員合計40人=81,000円(千円未満切り捨て) (B)170円×12月×3歳以上児定員合計28人=57,000円(千円未満切り捨て) (C)170円×12月×3歳以上児定員合計17人=34,000円(千円未満切り捨て) (D)170円×12月×3歳以上児定員合計25人=51,000円(千円未満切り捨て) 小計223,000円 【3歳未満児】主食費3,000円+副食費4,900円×消費者物価指数前年度上昇率3.6%=284円÷280円(10円未満切り捨て) (A)280円×12月×3歳以上児定員合計30人=100,000円(千円未満切り捨て) (B)280円×12月×3歳以上児定員合計22人=73,000円(千円未満切り捨て) (C)280円×12月×3歳以上児定員合計13人=43,000円(千円未満切り捨て) (D)280円×12月×3歳以上児定員合計15人=50,000円(千円未満切り捨て) 小計266,000円 合計489,000円 (定額分)120,000円×4保育所=480,000円 (変動分)489,000円+(定額分)480,000円=総事業費969,000円 ④町内の法人保育所4箇所に入所する児童(保育士等の職員は対象外)	R7.7	R8.3
3	⑥農林水産業における物価高騰対策支援	令和7年度吉賀町農業水利施設電気料金高騰緊急対策事業補助金	①物価高騰の影響により電気料金が高騰し、農業者の負担が増大しているなか、農業者の負担軽減を目的とし、農業水利施設の適切な維持管理の確保を図る。 ②電気料金高騰分の7/10を対象 ③(A)基本料金高騰分(農事用電力A(低圧))高騰分単価5,200円×17施設=88,400円 (B)電力量料金高騰分 高騰分単価34,000円×17施設=578,000円 (C)燃料費調整額高騰分 高騰分単価2,000円×17施設=34,000円 合計700,400円×7/10=490,000円(千円未満切り捨て) ④農業水利施設(揚水機場及び頭首工)を管理している水利組合等	R7.10	R8.3
4	⑦中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	中小企業者等特別高圧電力価格高騰対策事業	①電気料金の高騰対策として、特別高圧の電気を使用している町内中小企業者等の事業継続を支援するため、給付金を支給する。 ②給付金 ③対象2事業者×100,000円=200,000円 ④町内に事業所又は店舗をもつ中小事業者等のうち、事業実施のため特別高圧の電気を使用している事業者	R7.9	R8.3
5	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	社会福祉施設照明LED化事業	①福祉施設5箇所(六日市デイサービスセンター、柿木デイサービスセンター、福祉センター、保健センター、とびのこ苑)の公共施設の照明をLED化し、電力単価高騰による運営経費の増加を抑制することで、施設利用料や公共料金の上昇を防ぎ、町民の生活コストを実質的に軽減することを目的とします。併せて、地元事業者の施工により地域経済への波及効果を高め、物価高騰下における「暮らしの安心と地域支援」の両立を図ります。 ②工事請負費 ③六日市デイサービスセンター429,000円 柿木デイサービスセンター390,000円 福祉センター800,000円 保健センター432,000円 とびのこ苑628,000円 ④福祉施設5箇所	R7.10	R8.3
6	①エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う低所得世帯支援	食の自立支援事業(配食サービス)軽減対策事業	①物価高騰の影響を受けている配食サービスの利用者を対象に、負担軽減を図るとともに本来の目的の阻害要因とならないよう対応する。 ②配食サービス個人負担増(介護保険事業特別会計繰出金) ③物価高騰による増額分 食材費1,044,000円 光熱水費73,000円 通信運搬費5,000円(うち443,000円に交付金充当) 総事業費のうちその他(C)は、一般財源を充当 ④配食サービス利用者	R7.10	R8.3

令和7年度 第3回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
7	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	ふれあい広場等照明LED化	①ふれあい広場等の外部照明をLED化し、電力単価高騰による運営経費の増加を抑制することで、施設利用料や公共料金の上昇を防ぎ、町民の生活コストを実質的に軽減することを目的とします。併せて、地元事業者の施工により地域経済への波及効果を高め、物価高騰下における「暮らしの安心と地域支援」の両立を図ります。 ②工事請負費 ③ふれあい広場587,000円 駐車場326,000円 ④公園施設及び駐車場	R7.10	R8.3
8	⑨推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業	水道事業光熱費高騰対策事業(令和7年度予備費分)	①エネルギー価格高騰により影響を受ける水道事業者を支援することで、事業運営の継続を図る。 ②光熱費 ③町内68箇所の浄水場及び配水地の電気代1,665千円(令和7年8月実績)×1月(うち510,000円に交付金充当) 総事業費のうちその他(C)は、一般財源を充当 ④水道事業者(公共施設除く)	R8.2	R8.3
9	⑤省エネ家電等への買い換え促進による生活者支援	高齢者世帯等エアコン購入費支援金	①物価高騰の影響により省エネ家電が購入できない高齢者及び障がい者世帯を対象に省エネエアコン購入経費を助成することで、年間を通じた安心・安全な生活を送るために生じる負担軽減を図る。 ②省エネエアコン購入費×2/3に対する補助(上限70千円) ③70千円×85世帯=5,950千円 消耗品費16千円 郵券料19千円 振込手数料17千円 ④65歳以上の高齢者世帯及び障がい者手帳を保有する世帯	R8.1	R8.3
10	①食料品の物価高騰に対する特別加算	児童扶養手当受給者物価高騰対策支援金	①光熱費や食料品等の物価高騰の影響による負担増を踏まえ、児童扶養手当受給者を対象に支援する。 ②対象児童1人当たり20千円 ③対象児童20千円×50人=1,000千円 消耗品費3千円 印刷製本費4千円 郵券料11千円 振込手数料6千円 ④令和8年1月31日現在の児童扶養手当全部又は一部支給受給者	R8.1	R8.3
11	①食料品の物価高騰に対する特別加算	妊婦に対する物価高騰対策支援金	①光熱費や食料品等の物価高騰の影響による負担増を踏まえ、妊婦を支援する。 ② ③対象妊婦1人当たり20千円×25人=500千円 消耗品費2千円 印刷製本費2千円 郵券料5千円 振込手数料5千円 ④令和8年3月31日時点において住民登録があり、妊娠届出をした妊婦	R8.3	R8.3
12	⑧農林水産業における物価高騰対策支援	農業者等物価高騰対策支援金	①肥料価格高騰や電気代高騰により、農業経営に影響を及ぼしている農業者への経営の安定のための支援及び畜産業者への経営安定のための支援 ②農業者:作付面積に基づき支援金を支給(交付対象面積*3千円/10a)。畜産業者:仔牛の頭数に基づき支援金を支給(仔牛の頭数*6千円/頭)。 ③支援金 農業者分:8,500千円(475ha)、畜産業者分:500千円(50頭)【補助対象外経費】郵券料100千円 ④-1農業者支援:令和7年産の農作物等を農地等において作付た農業を営む農業者及び法人 ④-2畜産業者支援:令和7年において仔牛を育成した畜産業者及び法人	R8.1	R8.3
13	⑥中小企業・小規模事業者の賃上げ環境整備	物価等高騰対策応援金	①物価高騰等の影響により経営負担が増大している町内事業者及び賃上げに取り組む町内事業者の負担軽減を図り、事業継続を支援。 ②支援金 ③売上高50万円以上100万円未満:3万円×8件、売上高100万円以上300万円未満:5万円×35件、売上高300万円以上500万円未満:10万円×32件、売上高500万円以上1000万円未満:15万円×55件、売上高1000万円以上3000万円未満:20万円×72件、3000万円以上:30万円×66件 【補助対象外経費】吉賀町商工会事務委託料1,000千円 ④令和7年に確定申告を行った町内事業者	R8.1	R8.3

令和7年度 第3回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
14	⑧農林水産業における物価高騰対策支援	農業水利施設電気料金高騰緊急対策事業補助金	①物価高騰の影響により電気料金が高騰し、農業者の負担が増大しているなか、農業者の負担軽減を目的とし、農業水利施設の適切な維持管理の確保を図る。 ②電気料金高騰分の7/10を対象 ③(A)基本料金高騰分(農事用電力A(低圧)) 高騰分単価15,000円×19施設=285,000円 (B)電力量料金高騰分 高騰分単価20,000円×19施設=380,000円 (C)燃料費調整額高騰分 高騰分単価4,500円×19施設=85,500円 合計750,500円×7/10=525,000円(千円未満切り捨て) ④農業水利施設(揚水機場及び頭首工)を管理している水利組合等	R7.10	R8.3
15	⑥中小企業・小規模事業者の賃上げ環境整備	食の自立支援(利用者負担軽減)事業	①物価高騰の影響を受けている配食サービスの利用者を対象に、負担軽減を図ると共に本来目的の阻害要因とならないよう対応する。 ②配食サービス利用料(個人負担)増額分(400円→550円)へ改定 ③150円(利用料増額分)×6,000食【補助対象外経費】消耗品費100,000円 ④配食サービス利用者	R8.3	R8.3
16	④消費下支え等を通じた生活者支援	住宅改修支援事業補助金	①物価高騰の影響に伴う建設コストの増大により住宅改修を断念する家主に対して経費を補助するとともに、賃上げに取り組む町内事業者の負担軽減を図る。 ②30万円以上の住宅改修工事費の2/10以内(限度額20万円) ③20万円×45件 ④吉賀町建築推進協議会の会員を利用して町内で住宅改修を実施する者であって、本人及びその世帯が令和2年度以降にこの補助金の交付を受けていない者。	R7.4	R8.3
17	①食料品の物価高騰に対する特別加算	小規模店舗連携活動支援事業補助金	①町内商工業者で組織された団体が実施するプレミアム付き商品券事業に対し補助金を交付することにより、エネルギー・食料品価格等の物価高騰による影響を受けている町内事業者の支援し地域経済活性化を図る。 ②小規模店舗連携活動支援事業に係る経費 ③2,000円×3,500セット=7,000千円(うち6,000千円に交付金充当)総事業費のうちその他(C)は、一般財源を充当【補助対象外経費】2,000円×500セット=1,000千円 町内商工業者で組織された団体委託料756千円 ④町内商工業者で組織された団体	R7.8	R7.12
18	⑪推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業	水道事業光熱費高騰対策事業(令和7年度補正分)	①エネルギー価格高騰により影響を受ける水道事業者を支援することで、事業運営の継続を図る。 ②光熱費 ③町内68箇所の浄水場及び配水地の電気代3,330千円(令和7年11月から12月実績)(うち1,737円に交付金充当)総事業費のうちその他(C)は、一般財源を充当 ④水道事業者(公共施設除く)	R8.2	R8.3